

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する事項】

当院は、マイナンバーカードの健康保険証利用や問診票を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	マイナンバーカードの健康保険証利用	診療情報等提供同意	診療点数	参考) 3割負担時の自己負担額
初診	する	する	2点	10円
	する	しない	6点	20円
	しない	しない	6点	20円
再診	しない	しない	2点	10円

※上記に関わらず、他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が2点になります。

※正確な情報を取得・活用する為、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等にご協力をお願いします。